

山の学習支援事業（山の一日先生を派遣する事業）の留意事項について

1. 山の学習支援事業費補助金交付要綱の変更点について

- ・交付要綱第4条関係（「別表第2」参照）
賃金について、1人1日当たり上限7,000円から9,000円に変更となりました。
- ・令和6年度様式が変わりましたので、必ず新しい様式に記入してください。
※令和5年度様式の事業計画書（第1号様式別紙1）は削除となりました。
※上記に伴い、一部、様式の番号が変更されました。
※誓約書兼同意書（第1号様式別紙7）、申立書（別紙8）の宛名が変更されました。
※活動個別事例報告書（第3号様式別紙6）の「実施年月日」が「実施期間」に変更されました。

2. 申請時の注意点について

記入例を添付しますのでご参照ください。

- ・交付申請書（第1号様式） 押印は不要です。
- ・積算内訳書（第1号様式別紙3の2）
積算内訳欄には、内容、単価、数量等を記入してください。
例) ×「事務用品 一式 2,400円」← 詳細がわからないため認められません。
○「油性ペン 12色入り 1,200円×2箱=2,400円」
- ・収支予算書（第1号様式別紙4）
自己負担金 … 参加費（材料代）等の収入がある場合は自己負担金に記載します。また、賃金及び報償費が上限額（9,000円）を超える場合、又は、合計額が補助金の上限額（75万円）を超える場合にその差額を記載します。
対象外経費 … 食糧費及び賄い材料費等を記載します。
- ・納税義務がない旨の申立書（別紙6）、誓約書兼同意書（別紙7）、申立書（別紙8）
押印（または自署）が必要です。
※別紙8は、申請時に自己負担金が予定されていない場合であっても提出してください。

※「賃金」と「報酬」の考え方について

*法人の場合 …被雇用者＝賃金

上記以外の者＝報償費

*任意団体の場合…当該事業の実施における主たる構成員又は運営業務に携わる者等＝賃金

上記以外の者＝報償費

※賃金支払い対象者は、第1号様式別紙2の2「2. 山の一日先生派遣実施の体制」欄に区分（役割など）、氏名、専門分野等を記載してください。（記入例参照）

3. 申請内容の変更について

以下の場合、変更申請書（別記第2号様式、別紙2の2、別紙3の2、別紙4）を提出してください。（要綱第8条）

- ・補助金額が増額する場合
※必ず変更申請書をご提出ください。

- ・補助事業の追加、中止又は廃止を行う場合

※実施回数や実施時期の変更等については、交付決定額の範囲内であれば変更申請書の提出は不要です。

※ただし、申請時に予定されていなかったプログラムの実施や新たな経費が生じる場合などは、必ず事前に当会事務局へご相談ください。

4. 報告時の注意点について

(1) 活動報告書・収支決算書等の記入

記入例を添付しますのでご参照ください。

*科目別内訳書（第3号様式別紙3）

・内容欄には単価や数量なども記入してください。また、複数回実施されている場合は、備考欄等に実施日を記入してください。

(2) 支出に関する確認資料

科目別内訳書（第3号様式別紙3）に領収書等の写しを添えて提出してください。

※科目ごとに整理してください。

※但し書きで内訳が確認できない場合は、明細が記載されている請求書等を添えてください。

(3) 事業実施一覧

事業実施一覧（別紙5）の番号は活動個別事例報告（別紙6）の番号と一致させてください。

(4) 活動報告書添付資料

・「活動個別事例報告（第3号様式別紙6）」には、必ず実施状況がわかる資料（画像など）を活動内容ごとにまとめて添付してください。様式は任意です。（記入例参照）

・対象者の人数は、活動に参加した人の数です。児童生徒のみでなく、教員（引率者）や保護者等（その他）も活動に参加された場合は記入してください。

(5) 提出期限

補助事業が完了した日から30日以内又は事業完了年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告等を当会事務局に提出してください。

【お問い合わせ】

公益社団法人高知県森と緑の会（担当：石川）

〒781-8010 高知市棧橋通6丁目7番43号 総合保健協会合同庁舎5階

電話：088-855-3905 FAX：088-855-3906 メール：info@moritomidori.com